令和 5 年 11 月 22 日
神戸市立井吹東小学校　保護者会

神戸市立井吹東小学校保護者会　会則

第一章　名称

第 1 条　本会は、神戸市立井吹東小学校保護者会とする。（以下、保護者会と記す。）

第二章　会員

第 2 条　本会の会員は、神戸市立井吹東小学校に在籍する児童の保護者とする。

第三章　目的と活動

第 3 条　本会は、学校と家庭との緊密な連携をもとに、本校の児童がのびのびと成長するように努めることを目的とする。

第 4 条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1 項　学校・家庭・地域との連携を図り、学校教育の充実向上に資する活動。
2 項　学校・家庭・地域の教育環境の整備に関する活動。

第 5 条　本会の活動実施に当たっては、保護者委員会で協議し推進します。

1 項　第 4 条に当たる活動実施のため、保護者委員会は必要に応じて本会の会員からボランティアを募ることができる。

第 6 条　本会の活動経費は、会費及びその他の収入を充てる。

1 項　本会の収入と支出については、すべて会計監査を実施、会員に報告する。
2 項　会計監査員は、会計担当者を除く保護者委員より 2 名を選出する。

第 7 条　本会の活動は、第 3 条の目的を達成する為のもので、特定の宗教ならびに政党等には関与しない。

第四章　保護者委員会

第８条　保護者委員会は、保護者会の取りまとめ役として、会員より選出された保護者委員によって構成され、運営される。

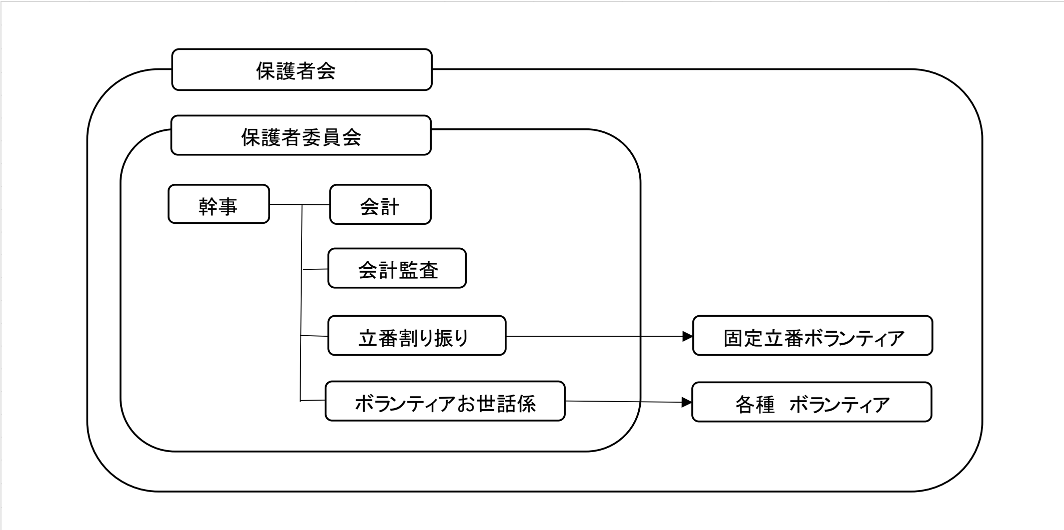
１項　保護者委員
対象は、井吹東小学校在籍児童の保護者のうち、役員に立候補、または、役員活動を担うことを了承した保護者。
任期は、前年度引継ぎから、次年度引継ぎまでとする。
役員の定員は、会計２名、会計監査２名は、必須であるため４名以上とする。また、上限は設けない。

２項　任期満了の基準
担当する活動への参加は必須とし、保護者会の活動にも積極的に協力するものとする。任期の途中で病気その他の理由でやむを得ず辞退する場合は、その理由を書面等にて幹事に提出し、承認を得ることとする。
また、極端に活動への参加が少なく、積極的な協力が得られないと幹事が判断した場合は、保護者委員を辞退するよう勧告することができるものとする。

３項　欠員が生じた場合
会計、会計監査に欠員が生じた場合は、保護者委員内で補充を優先し、不足の場合は、会員から募り、補充する。
会計、会計監査以外に欠員が生じた場合は、空席のままでよしとし、補充に無理をしない。

第９条　組織構成
保護者委員会は、運営上、次の役割を分担し活動する。

・幹事　この会の中心として会務をまとめます。また、対外活動を行います。学校や地域との連携を図り、窓口となる。
・会計　この会の会計事務を行う。
・立番割り振り　見守り安全活動に関し、固定立番ボランティアの統括、および、都度立番を割り振りする活動を行う。
・ボランティアお世話係　立番以外のボランティア活動を運営する。
・会計監査　この会の会計を監査する。



第 10 条　活動内容

保護者委員は、互いに協力し、様々な活動、事務を行うものとする。ただし、会計と会計監査は、兼任してはならない。

定例的な必須とされる活動は以下の通り。

会計
会計監査
固定立番募集、お世話
都度立番募集、割り振り
役員選出、人事対応
きらきら祭り
児童館運営委員
学校運営協議会　委員
その他、必要があれば、保護者を代表する活動や、ボランティア活動の取りまとめなど

第 11 条　役員特典

役員は、得点を得ることができる。特典の内容は、学校と協議により決定した項目より、幹事と会計は２つ、他の役職の保護者委員と固定立番ボランティアは、１つ選択し、参加することができる。

第五章　保護者委員の選出

第 12 条　役員選出方法

1 項　役員の募集は、前年度 12 月頃に、1 年生～5 年生の保護者を対象に、以下 4 択

のアンケートを実施する。
選択肢：役員をやりたい、役員をやってもよい、抽選で当たればやる、できない・したくない
辞退理由は不問とする。

2 項　前項のアンケートで、やりたい・やってもよいと回答した保護者を優先に選出する。20 名を下回った場合は、抽選を行い当選者 1 番から順に了承を得て役員となる。役員をやりたい、やってもよい、抽選を含めて、20 名以下の場合、空席は補充せず、人数に見合った活動を行うものとする。「強制」はしない。

3 項　新年度、新入生の保護者を対象に、同様に募集を行う。

4 項　年度途中でも、役員に応募があれば、参加を妨げない。

5 項　役員内の担当については、以下の優先順位で決定するが、役員全体で互いに協力して活動することに重きをおく。

〈優先順位〉
会計→会計監査→幹事→立番割り振り→ボランティアお世話係

第 13 条　固定立番ボランティアについて

1 項　固定立番ボランティアは、役員扱いせず、保護者会運営への関与は不要とする。

2 項　固定立番ボランティアは、前年度 12 月頃に、地点ごとに募集する。任期は、応募者の可能な範囲で調整されるものとする。

第六章　会則改正と議決

第 14 条　この会則は、保護者委員会で協議し、改正することができる。
定例会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て、会則改正できることとする。

第 15 条　議決は、定例会出席者の 2 分の 1 以上の賛成を得て決することとする。

第 16 条　定例会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に保護者委員会が定める方法により議決権の行使ができるものとする。

附則　本会則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。ただし、役員の選出においては、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。
（保護者委員会活動の見直しによる第四章　保護者委員会、第五章　保護者委員の選出の変更）